力熊本県公報

第 1 1 3 7 4号 平成 18年2月27日(月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	ī	=	-	小.																												
		路の				冶																					(道.	路	総務	課)	1
0	熊	本 県	景	鼰釒	条位	列し	こ碁	まつ	うく	特	定力	拖瞉	足届	出	地	区	に	関	す・	る・	— 듣	部引	攵Ⅱ	Ē٠٠			(都	市	計画	課)	1
0		"																									(<i>"</i>)	1
Ŏ		"																									(<i>"</i>)	2
Ŏ		"																									(<i>"</i>)	2
•	ş	登載	依見	頡																							`				,	
\bigcirc					全∮	舌重	助丼	な	季	昌	O) i	舌重	ᆔᅜ	. 域	(n)	変	軍.							. (警	察 本	:部	交	涌	企画	課)	2
		域交																										<i>"</i>	~	ш, ј)	3
																												木	部	擎 殺	課)	3
		本県																										·T-	μР	□ 373	IVK /	5
		警備		-		_																						未 :	並 (抽插	:課)	3
	,	益城	_	-																						(=	· 水	4	цр.	10 m	(IJA)	5
\cup	1	mr. 41X	16 1	以	不)	足し	<u> </u>	八 1 世	上	ממו	时线 7	云 ①											1th	1.1	/	<u> </u>	: 45	1//:	/#	協議	(4:	4
\bigcirc	एन र	华 11	1-1- 1		7 .1. 17	F V	* +/	4 74	· +力	≑쑺	<u> </u>	カ 目																		協議		4
																																2
																														くり		2
																														委員	(会)	5
		本県																												")	6
\circ	熊	本県	~ ?	き	地三	丰 🗎	当等	身 に	. 関	す	るま	涀 貝	IJØ,) —	部	を	改	Æ.	す.	5	規身	钊 ·					(")	6

告 示

熊本県告示第 184 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 2 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線	名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	388 号		球磨郡水上村大字岩野字西の前 2963 番 1 地先から 同大字 字下鶴 2842 番 1 地先まで	220.0	地域連携特一

2 供用開始する期日 平成 18年2月27日

熊本県告示第 185 号

昭和63年3月31日熊本県告示第274号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

15 の項中「本渡市」を「天草市」に改める。

熊本県告示第 186 号

平成3年3月31日熊本県告示第280号の3(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 6 の項中「西合志町」を「合志市」に改める。 8 の項中「合志町」を「合志市」に改める。 9 の項中「合志町」を「合志市」に改める。

熊本県告示第 187 号

平成5年4月30日熊本県告示第375号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように 改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5の項中「西合志町」を「合志市」に改める。

熊本県告示第 188 号

平成9年11月28日熊本県告示第850号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のよう に改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3の項中「本渡市」を「天草市」に改める。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第4号

合志市が設置されたことに伴い、大津警察署に係る地域交通安全活動推進委員を次のよ うに変更したので告示する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

変更年月日 1

平成 18 年 2 月 27 日

大津警察署に係る者の氏名、住所及び活動区域

(1) 変更前

氏	名	住	所	活 動 区 域
東	司	菊池郡西合志町大字須屋 2738 番地 58		菊池警察署管轄区域
岡田	礒雄	菊池郡大津町大字陣内 1124 番地 2		大津警察署管轄区域
木村	孝義	菊池郡大津町大字引水 520 番地		"
小椋	征朗	菊池郡菊陽町大字原水 5271 番地 1		"
坂田	敏昭	阿蘇郡西原村大字河原 2343 番地		"
田野	敏博	阿蘇郡西原村大字布田 1173 番地 2		"
塚本	文昭	菊池郡合志町大字栄 1229 番地		"
西岡	和明	菊池郡菊陽町大字曲手 229 番地		"
古庄	重信	菊池郡大津町大字高尾野 675 番地		"
松岡	榮美	菊池郡合志町大字福原 1115 番地 2		"
村上	力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼 51 番地 2		"
八十八	則雄	菊池郡合志町大字豊岡 2023 番地 48		"
山下	博文	阿蘇郡西原村大字鳥子 995 番地 2		"

(2) 変更後

氏	名	住	所	活動区域		
東	司	合志市須屋 2738 番地 58		大津警察署管轄区域		
岡田	礒雄	菊池郡大津町大字陣内 1124 番地 2	n,			
木村	孝義	菊池郡大津町大字引水 520 番地	n,			
小椋	征朗	菊池郡菊陽町大字原水 5271 番地 1				
坂田	敏昭	阿蘇郡西原村大字河原 2343 番地	n,			

田野	敏博	阿蘇郡西原村大字布田 1173 番地 2	大津警察署管轄区域
塚本	文昭	合志市栄 1229 番地	"
西岡	和明	菊池郡菊陽町大字曲手 229 番地	"
古庄	重信	菊池郡大津町大字高尾野 675 番地	"
松岡	榮美	合志市福原 1115 番地 2	"
村上	力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼 51 番地 2	"
八十八	則雄	合志市豊岡 2023 番地 48	"
山下	博文	阿蘇郡西原村大字鳥子 995 番地 2	"

熊本県公安委員会告示第5号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)第4条の規定により告示する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 委嘱年月日
 - 平成 18 年 2 月 27 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏	名	住	所	活	動	区	域
野口	正一	合志市合生 849 番地		大津警	警察署	署管輔	書区域

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県警察署協議会に関する規則(平成13年熊本県公安委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

別表菊池警察署協議会の項中「7人」を「6人」に改め、同表大津警察署協議会の項中「7人」を「8人」に改める。

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第2条 熊本県道路交通規則 (昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2一般国道387号の項中「菊池郡西合志町大字須屋」を「合志市須屋」に改め、同表主要地方道大津植木線の項中「菊池郡合志町大字福原」を「合志市福原」に改め、同表主要地方道熊本大津線の項中「菊池郡合志町大字幾久富」を「合志市幾久富」に改め、同表一般県道住吉熊本線の項中「菊池郡合志町大字幾久富」を「合志市幾久富」に改め、同表一般県道大津西合志線の項中「菊池郡合志町大字福原」を「合志市福原」に、「菊池郡西合志町大字御代志」を「合志市御代志」に改める。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)

第3条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号) の一部を次のように改正する。

を

別表第1中菊池警察署管轄区域12大津警察署管轄区域12

菊池警察署管轄区域 10 大津警察署管轄区域 14 に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第6号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表菊池警察署西合志交番の項及び菊池警察署野々島駐在所の項を削り、同表大津警察署の項を次のように改める。

大	管轄署	菊池郡	大津町大字大津、下町、新、陣内、高尾野、中島、灰塚、引水、
津	所在地	大津町	町、美咲野、室
' '		大字室	
警	菊陽	同	菊陽町大字津久礼(上津久礼、下津久礼を除く。)、原水(緑ケ丘、
察	交番	菊陽町	緑陽台を除く。)
署		大字津久礼	
	合志	合志市	合志市幾久富(主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、栄(主
	交番	豊岡	要地方道大津植木線(境界からバイパス)以南)、竹迫(県道大
			津西合志線以南)、豊岡(主要地方道大津植木線(バイパス)
			以南)、福原(県道大津西合志線以南)
	須屋	同	合志市須屋、野々島 (木原野区)、御代志
	交番	須屋	
	杉水	菊池郡	大津町大字杉水、平川、古城、真木、矢護川
	駐在所	大津町	
		大字杉水	
	錦野	同	大津町大字岩坂(熊本東警察署託麻交番の所管区域を除く。)、大
	駐在所	同	林、瀬田、錦野、吹田、外牧、森
		大字森	
	津久礼	同	菊陽町大字辛川、久保田、津久礼(上津久礼、下津久礼)、戸次
	駐在所	菊陽町	(熊本東警察署託麻交番の所管区域を除く。)、馬場楠、原水
		大字津久礼	(緑ケ丘、緑陽台)、曲手
	竹迫	合志市	合志市上庄、幾久富(主要地方道大津植木線(バイパス)以北)、
	駐在所	竹迫	栄(主要地方道大津植木線(境界からバイパス)以北)、竹迫
			(県道大津西合志線以北)、豊岡(主要地方道大津植木線(バイパ
			ス)以北)、福原(県道大津西合志線以北)
	野々島	同	合志市合生、野々島(木原野区を除く。)、上生
	駐在所	野々島	
	西原	阿蘇郡	西原村
	駐在所	西原村	
		大字小森	

上益城地域保健医療推進協議会公告第1号

平成17年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(健康危機管理推進会議) を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 2 月 27 日

上益城地域保健医療推進協議会長

開催日時

平成 18 年 3 月 6 日 (月)

午後2時から

開催場所

上益城郡御船町辺田見396の1 上益城地域振興局3階大会議室

- 議題
 - 救急医療体制、救急医療の現状と課題等について (1)
 - 平成18年度病院群輪番制の実施について (2)
 - (3)健康危機管理について
- (4)その他
- 傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、 事務局の指示に従って会場に入室する。 (2) 傍聴の受付けは原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県上益城郡御船町辺田見 400 番地 熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局 (熊本県御船保健所総務企画課) (電話 096-282-0016)

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

平成 18 年 2 月 27 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会会長

1 開催日時

平成18年3月7日(火)午後2時から

2 開催場所

阿蘇市内牧 1095-1

ホテル角萬大会議室

3 議題

- (1) 阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
- (2) 救急医療専門部会の報告について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員

10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

阿蘇市内牧 1204

阿蘇地域保健医療推進協議会事務局

(熊本県阿蘇保健所総務企画課)

(電話 0967-32-0535)

福祉コミュニティ特区有償運送協議会公告第1号

第4回福祉コミュニティ特区有償運送協議会の会議を、次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 2 月 27 日

福祉コミュニティ特区有償運送協議会

1 開催日時

平成 18 年 3 月 3 日 (金)

午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

宇城市松橋町久具 400-1

宇城地域振興局第1会議室

- 3 議題
 - (1) 福祉コミュニティ特区等有償運送運営指針について
 - (2) 自家用自動車有償運送許可申請について
 - (3) 事業実績報告について
- 4 傍聴者の定員

20 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付のうえ、福祉 コミュニティ特区有償運送協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

福祉コミュニティ特区有償運送協議会事務局

(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課まちづくり推進班)

(電話 096-333-2202)

(ファックス 096-387-5992)

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年2月27日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表警察の部警察署の項中「玉名警察署長」を「玉名警察署長 大津警察署長」に、「本

渡警察署長」を「天草警察署長」に、「山鹿警察署長 大津警察署長」を「山鹿警察署長」 に改める。

附則

この規則は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。ただし、別表警察の部警察署の項の改正規定中「本渡警察署長」を「天草警察署長」に改める部分は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年2月27日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号)の 一部を次のように改正する。

別表警察の部中「天草郡御所浦町」を「天草市御所浦町」に、「天草郡天草町」を「天草市天草町」に、「天草郡河浦町」を「天草市河浦町」に、「牛深市深海町」を「天草市深海町」に改め、同表県立学校の部中「天草郡天草町」を「天草市天草町」に改める。

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 2 月 27 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 熊本県へき地手当等に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次 のように改正する。

別表第1学校給食法第5条の2に規定する施設の部天草教育事務所の項中

深海学校給食 学校給食御所 学校給食御所 天草町学校給

共同調理場 浦共同調理場 浦北共同調理場 食共同調理場

御所浦学校給食センター 御所浦北学校給食センター 天草学校給食センター

に改める。

別表第2学校給食法第5条の2に規定する施設の部天草教育事務所の項を次のように改める。

天草教育事務所 教良木共同調理場 高戸共同調理場 倉岳学校給食センター 新和学校給食センター 河浦学校給食センター

附則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

Γ

を